

福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針について

福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下 基本方針）を平成１７年
１２月２７日に変更しました。

１ 県基本方針策定の趣旨

本県の農業を基幹産業として今後とも振興していくため、農業を魅力とやりがいの
あるものとする、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を育成することを目的
に、概ね１０年後の育成すべき農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置
等を明らかにしたものです。

本方針は、平成５年の農業経営基盤強化促進法の制定を受け、同年１１月に策定し
ています。基本方針の変更は、平成１３年に続き２回目となります。

２ 農業経営育成の推進目標

効率的かつ安定的な農業経営を育成する目標として、他産業従事者と同程度の労働
時間と所得を確保することを目指し設定しました。

労働時間目標：主たる従事者一人当たり１，９００時間程度

所得目標：主たる従事者一人当たり４５０万円以上

１個別経営体当たり６７０万円以上

（ １個別経営体は、主たる従事者１人＋補助従事者１．５人で設定）

３ 担い手育成の考え方

集落営農の推進により、地域の合意のもとに明らかとなった担い手を育成すること
を基本とし、個別担い手については認定農業者へ誘導し、個別担い手の育成が困難な
地域については、特定農業団体や特定農業法人の育成を進めることとしています。

４ 目標達成のための推進方向

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業や農地保有合理化事業等を
活用するとともに、経営規模の拡大、法人化、女性農業者の経営への参画促進及び遊
休農地の発生防止・解消等を推進します。

また、県内７つの地方毎に、それぞれの特色を生かした基本的な推進方向を定めて
います。

５ 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

２で設定した労働時間及び所得の目標を実現するための指標として、地域の営農実
態及び県内で展開されている優良事例等をふまえ、県内７つの地方毎に、経営類型、
経営規模、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標を設定しまし
た。

6 担い手に対する農用地の集積目標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、地域の農用地を担い手へ集積していくことが必要であり、地域の農用地のうち、担い手が利用する割合の目標を以下のとおりとしました。

また、平成16年度末の農用地の利用集積面積を基準に、目標達成のための拡大倍数を示しました。

	県全体	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
集積目標	62%	60%	65%	60%	70%	55%	65%	50%
拡大倍数	1.9倍	1.4倍	2.8倍	2.1倍	1.5倍	1.6倍	2.0倍	2.5倍

7 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

(1) 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

関係機関・団体の連携の下、農業経営改善計画認定制度の推進による認定農業者の育成、利用権設定等促進事業による担い手への農地集積の推進、及び農用地利用改善事業による農用地利用改善団体や特定農業団体・特定農業法人の設立等、目標達成のための推進方策を定めました。

(2) 県内を実施区域とする農地保有合理化法人に関する事項

県段階の農地保有合理化法人を財団法人福島県農業振興公社とし、合理化法人が実施する事業として、農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業及び農業生産法人出資育成事業等を位置付けました。

(3) 遊休農地の利用増進に関する基本的な事項

遊休農地の発生防止・解消を図るため、遊休農地等の所在の把握、要活用農地の設定、関連施策及び市町村基本構想への位置付けの考え方並びに特定遊休農地の調停・裁定に係る方針について定めました。

(4) 特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

要活用農地が相当程度存在する区域等、特定法人貸付事業の実施区域及び事業を円滑に実施するための考え方を定めました。

【特定法人貸付事業とは】

遊休農地や遊休農地となるおそれが相当程度存在する区域において、市町村又は農地保有合理化法人が株式会社等の農業生産法人以外の法人に農地を貸し付ける事業。これまで構造改革特区制度により実施されていたが、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村基本構想への位置付けにより実施できることとなりました。

基本方針の内容については、担い手育成グループのホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/ninaiteikusei/index.htm>)